

さいたま地裁総第1174号

令和8年7月8日

山 中 理 司 様

さいたま地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和7年3月25日付け（同月31日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

さいたま地裁作成の、4月期転入者向けの周知文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） さいたま地方裁判所事務局総務課文書第二係

電話：048（863）8521